

人事委員会報

第94号

令和4年度

宮城県人事委員会

目 次

[令和4年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	11
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	18

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	21
第1表 令和4年度職員採用試験（定例試験）の概要	24
第2表 職員採用試験実施状況	26
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成25年度以降）	30
第4表 令和4年度職員採用選考考査実施状況	32
第5表 令和4年度採用・転任選考承認状況	34
第6表 令和4年度職員採用状況	35
第7表 令和4年度昇任選考実施状況	36
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	37
3 公平審査事務	47
4 公平委員会受託事務	49
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	49
6 職員団体等関係事務	50
7 勤務時間等関係事務	53
8 労働基準監督関係事務	54
（参考）新型コロナウイルス感染症関係の対応	60



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	61
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	千葉裕一	平成30年7月13日	令和4年7月12日 委員長退任
委員長	西條力	令和4年7月13日	令和4年7月22日 委員長就任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

令和4年度の人事委員会会議は第1662回から第1677回まで16回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

区分	年月	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	計
	開催回数		1	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1
議事 事項 数	議案	4	0	2	3	3	22	3	34	7	3	6	13	100
	審理	2	2	1	0	2	1	1	3	1	2	0	2	17
	協議	0	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	6
	報告	2	3	0	1	4	8	4	2	0	2	0	2	28
	その他	0	3	1	1	0	10	3	3	2	0	1	1	25
	計		8	8	5	6	10	43	12	42	10	7	7	18

(2) 付議内容別議事事項

		議案	審理	協議	報告	その他	計
総務関係	条例意見	1					1
	規則等の制定改廃	3					3
	その他	1			2		3
	小計	5			2		7
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求	1	11				12
	審査請求	3	6	4			13
	勤務時間・休暇関係						
	条例意見	6					6
	規則等の制定改廃	15					15
	その他				6		6
	小計	25	17	4	6		52
任用関係	採用	16			5	18	39
	昇任				2		2
	条例意見	4					4
	規則等の制定改廃	3					3
	その他						
	小計	23			7	18	48
給与関係	報告・勧告	1		2	10	4	17
	条例意見	8					8
	規則等の制定改廃	37					37
	その他	1			3	3	7
	小計	47		2	13	7	69
合計		100	17	6	28	25	176

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1662	4. 4.12 (火)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 73 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 73 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 80 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 4 号事案について (第 10 回審理)</p> <p>② 令和 3 年 (措) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和 3 年度職員採用試験実施結果について</p> <p>② 令和 4 年職種別民間給与実態調査について</p>
1663	4. 5.24 (火)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 4 号事案について (第 11 回審理)</p> <p>② 令和 3 年 (措) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② 苦情相談の状況について</p> <p>③ 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和 4 年度警察官 A 採用試験の実施状況等について</p> <p>② 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>③ 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1664	4. 6.17 (金)	<p>(議 案)</p> <p>5 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者 (第 2 回)) の実施について</p> <p>6 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 3 年 (措) 第 1 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 4 号事案について (第 1 回協議)</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和 4 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の申込状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1665	4. 7. 7 (木)	<p>(議 案)</p> <p>7 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第2回））の実施について</p> <p>8 宮城県警察官（警察官A）採用候補者名簿の確定について (協 議)</p> <p>① 令和2年（審）第4号事案について（第2回協議） (報 告)</p> <p>① 第93号（令和3年度）人事委員会報について (その他)</p> <p>① 令和4年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施状況等について</p>
1666	4. 7. 22 (金)	<p>(議 案)</p> <p>9 人事委員会委員長の選挙について</p>
1667	4. 8. 17 (水)	<p>(議 案)</p> <p>10 人事委員会規則8―5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>11 人事委員会規則8―6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>12 宮城県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について (審 理)</p> <p>① 令和3年（措）第1号事案について（第4回審理）</p> <p>② 令和4年（審）第1号事案について（第1回審理） (協 議)</p> <p>① 令和2年（審）第4号事案について（第3回協議） (報 告)</p> <p>① 選考考査（後期日程）の概要について</p> <p>② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p> <p>③ 令和4年人事院勧告について</p> <p>④ 解雇予告除外認定について</p>
1668	4. 9. 14 (水)	<p>(議 案)</p> <p>13 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>14 人事委員会規則7―2（特殊勤務手当）の一部改正について (協 議)</p> <p>① 令和2年（審）第4号事案について（第4回協議） (報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について</p> <p>② 選考考査（障害者）の概要について</p>

回数	開催年月日	議 事
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 令和4年職員給与実態調査結果について ④ 令和4年職種別民間給与実態調査結果について ⑤ 令和4年標準生計費・労働経済指標について ⑥ 令和4年公民給与較差について (その他) ① 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について ③ 令和4年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)の概要について ④ 令和4年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の申込状況について ⑤ 令和4年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について ⑥ 令和4年度警察官採用試験の申込状況について
1669	4. 9. 26 (月)	<p>(議 案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 16 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 17 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 18 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 19 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 20 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 21 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 22 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 23 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 24 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 25 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 26 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 27 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

回数	開催年月日	議 事
		<p>28 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>29 人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>30 人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>31 人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正等について</p> <p>32 人事委員会規則 7—14（期末手当）の一部改正について</p> <p>33 人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部改正について</p> <p>34 勤務条件に関する措置の要求について</p> <p>（審 理）</p> <p>① 令和 3 年（措）第 1 号事案について（第 5 回審理）</p> <p>（協 議）</p> <p>① 令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について</p> <p>（報 告）</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について</p> <p>② 東北公務員共闘協議会等からの要請について</p> <p>（その他）</p> <p>① 令和 4 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の実施状況について</p> <p>② 令和 4 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の実施状況について</p> <p>③ 令和 4 年度警察官採用試験の実施状況について</p> <p>④ 令和 4 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第 2 回））の申込状況について</p>
1670	4.10.7（金）	<p>（議 案）</p> <p>35 令和 4 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について</p> <p>36 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>（審 理）</p> <p>① 令和 3 年（措）第 1 号事案について（第 6 回審理）</p> <p>（協 議）</p> <p>① 令和 4 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について</p> <p>（報 告）</p> <p>① 宮城県労働組合総連合等からの要請について</p> <p>（その他）</p> <p>① 令和 4 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の第 1 次合格者について</p>

回数	開催年月日	議 事
		② 令和4年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）の第1次合格者について ③ 令和4年度警察官採用試験の第1次合格者について
1671	4.10.14（金）	（議 案） 36 不利益処分に関する審査請求について（継続審議） 37 令和4年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について（報 告） ① 苦情相談の状況について ② 労働基準監督機関としての職権行使の状況について ③ 人事行政の運営等の状況の公表について
1672	4.11.16（水）	（議 案） 38 宮城県職員（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定について 39 宮城県職員（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定について 40 宮城県警察官（警察官A及び警察官B）採用候補者名簿の確定について（審 理） ① 令和4年（審）第1号事案について（第2回審理） （報 告） ① 選考考査（行政実務経験者）の概要について ② 解雇予告除外認定について （その他） ① 令和4年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第2回））の実施状況等について ② 令和4年全国人事委員会勧告の状況について
1673	4.11.29（火）	（議 案） 41 フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見について 42 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 43 人事委員会規則7-0（給料等の支給）の一部改正等について 44 人事委員会規則7-15（勤勉手当）の一部改正等について 45 人事委員会規則7-16（給料の調整額）の一部改正等について 46 人事委員会規則7-18（管理職手当）の一部改正等について 47 人事委員会規則7-20（退職手当の支給）の一部改正について 48 人事委員会規則7-33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正等について 49 人事委員会規則7-36（産業教育手当）の一部改正について

回数	開催年月日	議 事
		<p>50 人事委員会規則 7—38（通勤手当）の一部改正について</p> <p>51 人事委員会規則 7—40（定時制通信教育手当）の一部改正について</p> <p>52 人事委員会規則 7—41（初任給調整手当）の一部改正について</p> <p>53 人事委員会規則 7—44（農林漁業普及指導手当）の一部改正について</p> <p>54 人事委員会規則 7—53（地域手当）の一部改正等について</p> <p>55 人事委員会規則 7—61（住居手当）の一部改正について</p> <p>56 人事委員会規則 7—62（特地勤務手当等）の一部改正等について</p> <p>57 人事委員会規則 7—78（義務教育等教員特別手当）の一部改正等について</p> <p>58 人事委員会規則 7—106（単身赴任手当）の一部改正等について</p> <p>59 人事委員会規則 7—109（管理職員特別勤務手当）の一部改正等について</p> <p>60 人事委員会規則 7—122（短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）の一部改正について</p> <p>61 人事委員会規則 7—135（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める額）の一部改正について</p> <p>62 人事委員会規則 7—141（給与条例附則第 3 5 項の規定による給料等）の制定等について</p> <p>63 人事委員会規則 8— 5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>64 人事委員会規則 8— 6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正について</p> <p>65 人事委員会規則 8— 7（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正について</p> <p>66 人事委員会規則 8— 8（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部改正について</p> <p>67 人事委員会規則 9— 2（職員の定年等）の一部改正について</p> <p>68 人事委員会規則 10— 3（職員の苦情相談に関する規則）の一部改正について</p> <p>69 人事委員会規則 12— 0（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部改正等について</p> <p>70 人事委員会規則 14— 0（職員の退職管理に関する規則）の一部改正について</p> <p>71 令和 5 年度宮城県警察官採用試験の実施について （審 理）</p> <p>① 令和 3 年（措）第 1 号事案について（第 7 回審理）</p> <p>② 令和 4 年（措）第 1 号事案について（第 1 回審理）</p> <p>（その他）</p> <p>① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の申込状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1674	4. 12. 19 (月)	<p>(議 案)</p> <p>72 人事委員会規則 7—15 (勤勉手当) の一部改正について</p> <p>73 人事委員会規則 7—33 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部改正について</p> <p>74 人事委員会規則 7—41 (初任給調整手当) の一部改正について</p> <p>75 人事委員会規則 7—140 (会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則) の一部改正について</p> <p>76 人事委員会規則 8—5 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>77 人事委員会規則 8—7 (職員の育児休業等に関する規則) の一部改正について</p> <p>78 宮城県職員 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者 (第 2 回)) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 4 年 (措) 第 1 号事案について (第 2 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施状況について</p> <p>② 選考考査 (障害者) の実施結果について</p>
1675	5. 1. 25 (水)	<p>(議 案)</p> <p>79 人事委員会規則 7—140 (会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則) の一部改正等について</p> <p>80 人事委員会規則 7—14 (期末手当) の一部改正について</p> <p>81 宮城県職員 (就職氷河期世代対象) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和 3 年 (措) 第 1 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>② 令和 4 年 (審) 第 1 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について</p> <p>② 公務非正規女性全国ネットワークからの要望について</p>
1676	5. 2. 17 (金)	<p>(議 案)</p> <p>82 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>83 単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>84 人事委員会規則 7—33 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部改正について</p> <p>85 令和 5 年度宮城県職員採用試験の実施について</p>

回数	開催年月日	議 事
		86 第108回警察官A採用試験の実施について 87 不利益処分に関する審査請求について (その他) ① 選考考査(行政実務経験者)の実施結果について
1677	5. 3. 23 (木)	(議 案) 88 人事委員会規則2—4(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則)の一部改正について 89 人事委員会規則2—6(個人情報保護条例の施行に関する規則)の全部改正について 90 人事委員会規則7—1(寒冷地手当)の一部改正について 91 人事委員会規則7—2(特殊勤務手当)の一部改正について 92 人事委員会規則7—18(管理職手当)の一部改正について 93 人事委員会規則7—33(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正について 94 人事委員会規則7—39(へき地手当等)の一部改正等について 95 人事委員会規則8—5(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正等について 96 人事委員会規則8—6(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正等について 97 人事委員会規則9—2—2(人事委員会規則9—2(職員の定年等)の一部を改正する規則)の一部改正について 98 人事委員会規則11—2(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の改正について 99 人事委員会の権限(職員の任用に関する規則)の一部の委任の一部改正について 100 職員安全衛生管理規程の一部改正について (審 理) ① 令和3年(措)第1号事案について(第9回審理) ② 令和4年(審)第1号事案について(第4回審理) (報 告) ① 令和4年度給与の支払監理について ② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について (その他) ① 公務労組連絡会等からの要請について

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

令和 4 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
聴聞及び弁明の 機会の付与に関 する規則 (2-4)	5.3.23	5.3.28	情報公開条例(平成 11 年宮城県条例第 10 号) が一部改正されたことに伴い、「非開示」を「不 開示」とするもの	5.4.1
個人情報保護の に関する法律施 行条例の施行に 関する規則 (2-6)	5.3.23	5.3.28	個人情報保護条例(平成 8 年宮城県条例第 27 号)が廃止され、新たに、個人情報の保護に関 する法律施行条例(令和 4 年宮城県条例第 72 号) が制定されたことによる改正	5.4.1
職員安全衛生管 理規程	5.3.23	5.3.31	安全衛生委員会及び衛生委員会の構成委員数 に関する所要の改正及び規定の整理	5.4.1

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時 間、休暇等に関 する規則 (8-5)	4.8.17	4.8.23	令和 4 年に限り、任命権者が認める職員につ いて夏季休暇を 10 月まで取得可能とするもの	4.8.23
	4.9.26	4.9.30	特別休暇のうち、育児参加休暇の取得対象期 間を拡大するもの	4.10.1
	4.11.29	4.12.6	定年前再任用短時間勤務制度導入に伴う規定 の整理	5.4.1
			特別休暇のうち、出産補助休暇及び育児参加 休暇の取得要件の対象を拡大するもの 職員が子の学校等の実施する行事に参加する ための休暇を新設するもの	5.1.1
	4.12.19	4.12.23	フレックスタイム制導入に伴う規定の整備	5.4.1
	5.3.23	5.3.28	フレックスタイム制に関する所要の改正	5.4.1
	5.3.23	5.3.28	船員法(昭和 22 年法律第 100 号)の一部改正 による所要の改正	5.4.1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-6)	4.8.17	4.8.23	令和4年に限り、任命権者が認める学校職員について夏季休暇を10月まで取得可能とするもの	4.8.23
	4.9.26	4.9.30	特別休暇のうち、育児参加休暇の取得対象期間を拡大するもの	4.10.1
	4.11.29	4.12.6	定年前再任用短時間勤務制度導入に伴う規定の整理	5.4.1
			特別休暇のうち、学校職員の妻が出産する場合に取得可能である休暇の改正 学校職員が子の学校行事に参加するための休暇の新設	5.1.1
5.3.23	5.3.28	船員法(昭和22年法律第100号)の一部改正による所要の改正	5.4.1	
職員の育児休業等に関する規則 (8-7)	4.9.26	4.9.30	職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う所要の改正	4.10.1
	4.11.29	4.12.16	育児休業条例の一部改正に伴う規定の整理	4.10.1
	4.12.19	4.12.23	フレックスタイム制導入に伴う所要の改正	5.4.1
職員の自己啓発等休業に関する規則 (8-8)	4.11.29	4.12.16	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴う規定の整理	4.10.1
職員の苦情相談に関する規則(10-3)	4.11.29	4.12.16	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴う規定の整理	4.10.1
公平委員会の事務受託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(11-2)	5.3.23	5.3.28	受託団体の組織改編に伴う別表第1及び第2の一部改正	5.4.1
職員の退職管理に関する規則(14-0)	4.11.29	4.12.16	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴う規定の整理	5.4.1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の定年等 (9-2)	4.11.29	4.12.16	管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び暫定任用制度の導入に伴う改正	5.4.1
	5.3.23	5.3.28	組織改編による職の新設・廃止に伴う改正	5.4.1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
給料等の支給 (7-0)	4.11.29	4.12.16	第9条等 定年の引上げに係る定年前再任用 短時間勤務制が導入されることに伴う規定の整理 等	5.4.1
寒冷地手当 (7-1)	5.3.23	5.3.28	別表(第2条関係) 学校の新設に伴う支給対 象公署の追加	5.4.1
特殊勤務手当 (7-2)	4.9.14	4.9.26	第40条 引用規定の制定廃止に伴う規定の整 理	4.9.26
	5.3.23	5.3.28	第13条 組織改編に伴う支給対象所属の改正	5.4.1
期末手当 (7-14)	4.9.26	4.9.30	第5条 職員の育児休業等に関する条例等の一 部改正に伴う在職期間の算定に係る改正	4.10.1
	5.1.25	5.1.31	第6条 第一号会計年度任用職員に係る在職 期間の算出方法見直しに伴う改正	5.4.1
勤勉手当 (7-15)	4.9.26	4.9.30	第5条 職員の育児休業等に関する条例等の一 部改正に伴う勤務期間の算定に係る改正	4.10.1
	4.11.29	4.12.16	第6条等 定年の引上げに係る定年前再任用 短時間勤務制が導入されることに伴う規定の整理 等	5.4.1
	4.12.19	4.12.21	第6条 勤勉手当に係る支給割合改正に伴う 成績率の上限に関する改正(令和4年12月期分) 第6条 勤勉手当に係る支給割合改正に伴う 成績率の上限に関する改正(令和5年6月期以降)	4.12.21 (4.12.1) 5.4.1
給料の調整額 (7-16)	4.11.29	4.12.16	第2条等 定年の引上げに係る定年前再任用 短時間勤務制が導入されることに伴う別表の新設 等	5.4.1
管理職手当 (7-18)	4.11.29	4.12.16	第2条等 定年の引上げに係る定年前再任用 短時間勤務制が導入されることに伴う規定の整理 等	5.4.1
	5.3.23	5.3.28	別表第1 組織改編に伴う職の新設・廃止	5.4.1
退職手当の支給 (7-20)	4.11.29	4.12.16	第6条等 定年の引上げに係る職員の退職手当 条例の一部改正に伴う規定の整理	5.4.1

規則等の名称	制 定 改 廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
初任給、昇格、 昇給等の基準 (7—33)	4.11.29	4.12.16	別表第7の2(新設)等 定年の引上げに伴う 降格時号俸対応表の導入等	5.4.1
	4.12.19	4.12.21	別表第7 給料表の改定に伴う昇格時号俸対 応表の改正	4.12.21 (4.4.1)
			別表第7の2等 55歳を超える職員の昇給制 度見直しに伴う昇給号俸数表の改正等	5.4.1
	5.2.17	5.2.24	別表第7 人事委員会勧告に基づく給与改定 に伴う昇格時号俸対応表に係る規定の整理	5.2.24 (4.4.1)
	5.3.23	5.3.24	別表第1 組織改編に伴う職の新設に係る改正 (公布日施行分)	5.3.24
別表第1 組織改編による職の新設・廃止に係 る改正(令和5年4月1日施行分)			5.4.1	
人事委員会規則 7—33(初任給、 昇格、昇給等の 基準)の一部を 改正する規則 (7—33—71)	4.12.19	4.12.27	別表第7の2(別表第7の2の2) 給料表の 改定に伴う降格時号俸対応表の改正	5.4.1
産業教育手当 (7—36)	4.11.29	4.12.16	第4条の2 定年の引上げに係る管理監督職勤 務上限年齢調整額等が導入されることに伴う手当 額の算出方法の改正	5.4.1
通勤手当 (7—38)	4.11.29	4.12.16	第12条等 定年の引上げに係る定年前再任用 短時間勤務制が導入されることに伴う改正	5.4.1
へき地手当等 (7—39)	5.3.23	5.3.28	別表 学校の統廃合に伴う改正	5.4.1
定時制通信教育 手当 (7—40)	4.11.29	4.12.16	第2条の2 定年の引上げに係る管理監督職勤 務上限年齢調整額等が導入されることに伴う手当 額の算出方法の改正	5.4.1
初任給調整手当 (7—41)	4.11.29	4.12.16	別表第2(新設)等 定年の引上げに伴う60 歳を超える職員(獣医師)に対する手当額の新設	5.4.1
	4.12.19	4.12.21	別表第1 給与条例の一部改正により、職員 (獣医師)に対する手当額の限度が上げられた ことに伴う改正	5.4.1

規則等の名称	制 定 改 廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
初任給調整手当 の一部を改正する規則 (7-41-28)	4.12.19	4.12.27	別表第2 職員(獣医師)に対する手当額の限度の引上げに伴う60歳を超える獣医師に対する手当額の改正	5.4.1
農林漁業普及指導手当 (7-44)	4.11.29	4.12.16	第3条 定年の引上げに係る定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴う改正	5.4.1
地域手当 (7-53)	4.11.29	4.12.16	第14条等 引用条項の整理	4.12.16
住居手当 (7-61)	4.11.29	4.12.16	第4条 定年の引上げに係る定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴う改正	5.4.1
特地勤務手当等 (7-62)	4.11.29	4.12.16	第3条の2(新設)等 定年の引上げに係る60歳を超える職員の手当額の算出方法の新設等	5.4.1
義務教育等教員特別手当 (7-78)	4.11.29	4.12.16	第3条の2(新設)等 定年の引上げに伴う60歳を超える職員に対する手当額の算出方法の改正等	5.4.1
単身赴任手当 (7-106)	4.11.29	4.12.16	第5条等 定年の引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正等	5.4.1
管理職員特別勤務手当 (7-109)	4.11.29	4.12.16	第1条等 定年の引上げに伴う60歳を超える職員に対する手当額の算出方法の改正等	5.4.1
短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算 (7-122)	4.11.29	4.12.16	本則等 定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正等	5.4.1
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める額 (7-135)	4.11.29	4.12.16	本則 引用条項の整理	4.12.16

規則等の名称	制 定 改 廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則 (7—140)	4.12.19 5.1.25	4.12.21 5.1.31	別表第6 給与条例の一部改正による給料表の改定に伴う上位級決定時号俸対応表の改正 第17条等 第一号会計年度任用職員に係る期末手当の算出方法の改正等	5.4.1 5.4.1
給与条例附則第35項の規定による給料等 (7—141)	4.11.29	4.12.16	新規制定 定年の引上げに係る管理監督職勤務上限年齢調整額等の導入に伴い、給料月額7割措置に係る通知及び管理監督職勤務上限年齢調整額の算出方法等について定める規則を新規制定	5.4.1
職員の自己啓発等休業に関する規則 (8—8)	4.11.29	4.12.16	第4条 定年の引上げ等に伴う、自己啓発等休業の期間の除算に関する要件等の改正	5.4.1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 (12—0)	4.11.29	4.12.16	附則第3項(新設)等 定年の引上げに伴う、派遣期間中に60歳を超える職員となった場合における給与の決定方法の新設等	5.4.1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、令和4年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
4.9.15	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.9.20 制定 4.9.30 公布 4.10.1 施行
4.9.26	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 等施行
4.9.26	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行

4.9.26	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 等施行
4.9.26	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.9.26	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 等施行
4.9.26	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正等に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行

4.9.26	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、職員の定年引上げに関して所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.10.19 制定 4.10.26 公布 5.4.1 施行
4.11.29	フレックスタイム制の導入に伴う関係条例の整備に関する条例	この条例案は、本県においてフレックスタイム制を導入するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）等に準じ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員の給与に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	4.12.14 制定 4.12.21 公布 5.4.1 施行
4.12.2	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する報告」に沿ったものであり、適当と認めます。	4.12.14 制定 4.12.21 公布 4.12.21 等施行
5.2.17	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものなどであり、適当と認めます。	制定 R5.3.17 公布 R5.3.24 施行 R5.4.1
5.2.28	単純労務職員の用語の整理のための関係条例の一部を改正する条例	この条例案は、単純労務職員の名称を技能労務職員に変更するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	制定 R5.3.17 公布 R5.3.24 施行 R5.3.24

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

令和4年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

令和4年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表(1)のとおりである。

平成元年度以降の本県の職員採用試験申込者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、一時、増加に転じていた。近年では民間企業等の活発な採用動向等を背景に、再び減少傾向にあり、令和4年度の申込者数は、前年度に比べ50人減の1,369人となった。

警察官採用試験は、令和3年度から、受験上限年齢の引き上げを行ったものの、申込者総数は、前年度に比べ90人減の737人となった。

平成26年度から実施している民間企業等職務経験者を対象とした採用試験については、職種数がこれまでの1職種から7職種に増え、前年度に比べ21人増の42人の申込があった。

令和2年度から実施している就職氷河期世代を対象とした職員採用試験については、前年度に比べ174人減の720人の申込があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。)しており、平成30年度から受験申込は原則として電子申請により行うこととしている。令和4年度における電子申請による申込者の割合は、職員採用試験が93.9%、警察官採用試験が70.1%となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等13職種、計15職種であり、申込者数720人、受験者数548人となり、前年度に比べて申込者数では2.6%下回り、受験者数は1.6%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の96.5%、最終合格者の96.7%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築1職種、計3職

種で、申込者数が 200 人、受験者数が 132 人となり、前年度に比べて申込者数では 18.4% 下回り、受験者数は 23.3% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 75.8%、66.7%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 5 職種、計 6 職種であり、申込者数は 449 人、受験者数は 397 人となり、前年度に比べて申込者数では 3.2% 上回り、受験者数は 1.3% 上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合は、それぞれ 2.5%、3.1%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 A (女性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (女性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 B (男性) [大学卒業者以外] 及び、警察官 B (女性) [大学卒業者以外] の 6 職種であり、申込者数は 737 人、受験者数は 622 人となり、前年度に比べて申込者数では 10.9% 下回り、受験者数は 12.1% 下回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業等職務経験者を対象とした採用試験では、従前から実施していた土木に加えて、建築、農業土木、林業、電気、機械及び保健師の計 7 職種を実施し、申込者数は 42 人、受験者数は 33 人となり、前年度に比べて申込者数では 162.5% 増、受験者数は 175.0% 増となった。

○ 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

実施した職種は、事務系が一般事務、学校事務及び警察事務の 3 職種、技術系が土木 1 職種、計 4 職種であり、申込者数は 720 人、受験者数は 524 人となり、前年度に比べて申込者数では 19.5% 下回り、受験者数は 23.7% 下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。令和 4 年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、獣医師等 25 職種、受考者 106 人に対し 38 人の適格者を決定している。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

令和 4 年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 400 人であり、このうち 336 人（84.0%）が

競争試験による採用であり、64人（16.0%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第28条第2項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における令和4年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数187人のうち、一般職員等が160人（85.6%）、警察官が27人（14.4%）となっている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第41条第1項）。

第1表 令和4年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 35人程度 少年警察補導員 2人程度 総合土木 20人程度 建築 5人程度 農業 10人程度 水産 1人程度 林業 10人程度 電気 10人程度 機械 5人程度 畜産 5人程度 園芸 10人程度 農芸化学 5人程度 福祉 2人程度 心理 10人程度 保健師 15人程度	「保健師以外の職種」 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人〔21歳～35歳〕	5月6日（金）～ 5月27日（金）	第一次	6月19日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	6月30日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」を除く。）			
				第二次	7月15日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」及び「少年警察補導員」以外の職種は80分）	仙台市	8月18日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（「少年警察補導員」に限る。）		
	7月19日（火）～ 7月29日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
短期大学卒業程度	学校事務 15人程度 警察事務 10人程度 建築 2人程度	平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人〔20歳～29歳〕	8月5日（金）～ 8月26日（金）	第一次	9月25日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月6日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月24日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月17日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）		
	10月31日（月）～ 11月4日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市					
資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
高等学校卒業程度	事務（一般事務） 40人程度 （学校事務） 15人程度 （警察事務） 10人程度 総合土木 10人程度 水産 1人程度 林業 5人程度 電気 5人程度 機械 2人程度 ※事務については、第3志望まで選択できる。	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人〔18歳～21歳〕	8月5日（金）～ 8月26日（金）	第一次	9月25日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月6日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」、「電気」及び「機械」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月24日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月17日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
							人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		
	10月25日（火）～ 10月28日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市					
資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
警 察 官 A (1 回 目)	警察官 A (男性/一般) 50人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和5年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 〔～35歳〕	3月17日(木)～ 4月15日(金)	第一次	5月8日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	名取市 大和町	5月19日 (木)
	実技試験					武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官A(男性/武道指導・女性/武道指導)に限る。)			
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			6月7日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	7月8日 (金)
身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査								
6月8日(水)～ 6月10日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)						
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査								
※ 埼玉県、神奈川県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、3都県合わせて9人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 A (2 回 目)	警察官 A (男性/一般) 10人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和5年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 〔～35歳〕	7月20日(水)～ 8月19日(金)	第一次	9月18日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	9月29日 (木)
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月11日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月17日 (木)
	身体検査			胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査					
10月12日(水)～ 10月13日(木)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)						
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査								
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 40人程度	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和5年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人を除く。 〔18歳～35歳〕	7月20日(水)～ 8月19日(金)	第一次	9月18日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	9月29日 (木)
	作文試験					時間 60分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月11日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月17日 (木)
	身体検査			胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査					
10月12日(水)～ 10月14日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)						
体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査								
※埼玉県、神奈川県及び警視庁(東京都)の警察官B(男性)の採用試験が共同で実施され、3都県合わせて16人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

(注) 1 受験資格の欄の年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「福祉」にあつては、社会福祉法第19条第1項各号に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和5年3月31日までに取得見込みの人に限定。
3 「保健師」にあつては、保健師の資格を有する人又は令和5年4月30日までに取得見込みの人に限定。
4 「警察官A(男性/武道指導)」及び「警察官A(女性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの人に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分	年度	申込者数 (人) A	第一次試験			第二次試験		競争率 (倍) B/C	選抜結果		
			受験者数 (人) B	受験率 (%) B/A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) C		採用 (人)	辞退等 (人)	
事務系	行政	3	509	373	73.3	163	134	72	5.2	55	17
		4	500	365	73.0	141	115	51	7.2	36	15
	少年警察 補導員	3	10	6	60.0	1	1	1	6.0	1	0
		4	10	5	50.0	2	2	0	-	-	-
	小計	3	519	379	73.0	164	135	73	5.2	56	17
		4	510	370	72.5	143	117	51	7.3	36	15
大 学 卒 業 程 度	総合土木	3	26	18	69.2	14	13	8	2.3	5	3
		4	31	27	87.1	24	19	11	2.5	7	4
	建築	3	14	13	92.9	7	7	2	6.5	2	0
		4	10	9	90.0	5	5	3	3.0	3	0
	農業	3	12	10	83.3	8	7	3	3.3	3	0
		4	23	19	82.6	14	10	7	2.7	6	1
	水産	3	16	7	43.8	4	4	3	2.3	3	0
		4	14	12	85.7	4	4	3	12.0	1	0
	林業	3	16	14	87.5	7	7	6	2.3	5	1
		4	15	15	100.0	11	11	9	1.7	4	5
	電気	3	6	5	83.3	3	2	1	5.0	1	0
		4	12	11	91.7	8	6	5	2.2	3	2
	機械	3	11	9	81.8	4	3	0	-	-	-
		4	16	14	87.5	9	6	4	3.5	4	0
	畜産	3	7	7	100.0	6	5	2	3.5	2	0
		4	12	10	83.3	7	7	2	5.0	1	1
	園芸	3	18	17	94.4	11	10	9	1.9	9	0
		4	11	9	81.8	6	6	4	2.3	4	0
	農芸化学	3	14	11	78.6	6	5	4	2.8	4	0
		4	15	10	66.7	7	6	5	2.0	5	0
	福祉	3	19	15	78.9	1	1	1	15.0	1	0
		4	12	7	58.3	1	1	1	7.0	1	0
	心理	3	14	10	71.4	5	5	2	5.0	2	0
		4	18	14	77.8	10	8	5	2.8	4	1
	保健師	3	16	16	100.0	16	14	10	1.6	8	2
		4	21	21	100.0	19	18	13	1.6	12	1
	管 栄 養 士	3	31	26	83.9	6	6	2	13.0	2	0
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3	220	178	80.9	98	89	53	3.4	47	6	
	4	210	178	84.8	125	106	70	2.5	55	15	
合 計	3	739	557	75.4	262	224	126	4.4	103	23	
	4	720	548	76.1	268	223	121	4.5	91	30	

試験区分		年度	申込者数 (人) A	第一次試験			第二次試験		競争率 (倍) B/C	選抜結果	
				受験者数 (人) B	受験率 (%) B/A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) C		採用 (人)	辞退等 (人)
短期大学 卒業程度	事務系	学校事務	3 145	99	68.3	30	25	10	9.9	7	3
		4	131	86	65.6	42	35	19	4.5	16	3
	警察事務	3 99	73	73.7	29	26	10	7.3	9	1	
		4	66	43	65.2	19	18	4	10.8	4	0
	小計	3 244	172	70.5	59	51	20	8.6	16	4	
		4	197	129	65.5	61	53	23	5.6	20	3
	技術系	建築	3 1	0	0.0	0	-	-	-	-	-
			4	3	3	100.0	1	1	1	3.0	1
		機械	3 5	3	60.0	2	1	1	3.0	1	0
			4	-	-	-	-	-	-	-	-
		電気	3 8	6	75.0	5	4	1	6.0	1	0
			4	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3 14	9	64.3	7	5	2	9	2	0		
4	3	3	100.0	1	1	1	3.0	1	0		
合計	3 258	181	70.2	66	56	22	8.2	18	4		
	4	200	132	66.0	62	54	24	5.5	21	3	
高等学校 卒業程度	事務系	事務	3 400	360	90.0	123	120	64	5.6	45	19
		4	403	360	89.3	165	161	46	7.8	34	12
	内務	一般事務	3 258	229	88.8	83	81	40(0)	-	29	11
			4	249	220	88.4	105	102	21(0)	-	16
		学校事務	3 71	68	95.8	30	29	15(1)	-	11	4
			4	64	62	96.9	33	32	19(9)	-	13
	警察	警察事務	3 71	63	88.7	10	10	9(4)	-	5	4
			4	90	78	86.7	27	27	6(0)	-	5
	小計	3 400	360	90.0	123	120	64	5.6	45	19	
		4	403	360	89.3	165	161	46	7.8	34	12
	技術系	総合土木	3 25	22	88.0	17	16	14	1.6	11	3
			4	19	19	100.0	15	12	9	2.1	6
		水産	3 4	4	100.0	2	2	2	2.0	1	1
			4	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1
		林業	3 1	1	100.0	1	1	0	-	-	-
			4	18	9	50.0	7	7	6	1.5	1
		電気	3 1	1	100.0	1	1	0	-	-	-
			4	6	6	100.0	2	2	2	3.0	0
機械	3 4	4	100.0	2	2	1	4.0	1	0		
	4	2	2	100.0	1	1	1	2.0	1	0	
小計	3 35	32	91.4	23	22	17	1.9	13	4		
	4	46	37	80.4	26	23	19	1.9	9	10	
合計	3 435	392	90.1	146	142	81	4.8	58	23		
	4	449	397	88.4	191	184	65	6.1	43	22	

試験区分	年度	申込者数 (人) A	第一次試験			第二次試験		競争率 (倍) B/C	選択結果		
			受験者数 (人) B	受験率 (%) B/A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) C		採用 (人)	辞退等 (人)	
警察官	警察官 A (男性/一般) (第1回)	3	322	287	89.1	210	184	82	3.5	55	27
		4	272	244	89.7	192	174	74	3.3	52	22
	警察官 A (男性/一般) (第2回)	3	105	78	74.3	40	36	10	7.8	9	1
		4	96	70	72.9	23	22	6	11.7	6	0
	警察官 A (男性/武道指導)	3	3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
		4	3	3	100.0	3	3	1	3.0	1	0
	警察官 B (男性)	3	207	177	85.5	127	125	55	3.2	51	4
		4	185	163	88.1	119	117	37	4.4	30	7
	警察官 A (女性/一般) (第1回)	3	79	68	86.1	32	28	12	5.7	9	3
		4	79	63	79.7	40	33	13	4.8	8	5
	警察官 A (女性/一般) (第2回)	3	32	23	71.9	8	7	2	11.5	1	1
		4	28	9	32.1	4	4	0	-	-	-
	警察官 A (女性/武道指導)	3	3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
		4	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	警察官 B (女性)	3	76	69	90.8	34	32	13	5.3	13	0
		4	74	70	94.6	45	45	16	4.4	13	3
合計	3	827	708	85.6	455	416	178	4.0	142	36	
	4	737	622	84.4	426	398	147	4.2	110	37	
総計	3	2,259	1,838	81.4	929	838	407	4.5	321	86	
	4	2,106	1,699	80.7	947	859	357	4.8	265	92	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
2 令和4年度に係る選択結果は、令和5年5月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 (人) A	第一次試験			第二次試験		競争率 (倍) B/C	選択結果		
			受験者数 (人) B	受験率 (%) B/A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) C		採用 (人)	辞退等 (人)	
大卒程度 (職務経験者)	土木	3	21	19	90.5	5	5	5	3.8	5	0
		4	16	12	75.0	8	7	3	4.0	3	0
	建築	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	5	4	80.0	1	1	1	4.0	1	0
	農業土木	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-
	林業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	2	1	50.0	1	1	0	-	-	-
	電気	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	7	6	85.7	2	2	2	3.0	2	0
	機械	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	4	3	75.0	1	1	1	3.0	1	0
	保健師	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		4	7	7	100.0	7	6	1	7.0	1	0
	合計	3	21	19	90.5	5	5	5	3.8	5	0
		4	42	33	78.6	20	18	8	4.1	8	0

注) 令和4年度に係る選択結果は、令和5年5月1日現在のものである。

(3) 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 (人) A	第一次試験			第二次試験		競争率 (倍) B/C	選択結果		
			受験者数 (人) B	受験率 (%) B/A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) C		採用 (人)	辞退等 (人)	
就職氷河期世代対象	一般事務	3	581	438	75.4	23	22	9	48.7	9	0
		4	468	331	70.7	25	22	6	55.2	5	1
	学校事務	3	152	125	82.2	7	7	2	62.5	1	1
		4	146	111	76.0	10	9	4	27.8	4	0
	警察事務	3	144	110	76.4	17	15	3	36.7	3	0
		4	97	77	79.4	10	10	2	38.5	2	0
	小計	3	877	673	76.7	47	44	14	48.1	13	1
		4	711	519	73.0	45	41	12	43.3	11	1
	技術系 土木	3	17	14	82.4	10	9	4	3.5	3	1
		4	9	5	55.6	2	1	1	5.0	1	0
	合計	3	894	687	76.8	57	53	18	38.2	16	2
		4	720	524	72.8	47	42	13	40.3	12	1

注) 令和4年度に係る選択結果は、令和5年5月1日現在のものである。

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成25年度以降）

事 項	年 度	平成					令和				
		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
大学卒業程度	(人)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)	(627)	(572)	(581)	(519)	(510)
	申込者数	1,508	1,358	1,231	1,195	904	846	747	825	739	720
	(人)	(778)	(777)	(679)	(660)	(505)	(478)	(428)	(430)	(379)	(370)
	受験者数	1,089	1,005	944	911	689	647	566	623	557	548
	(人)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)	(68)	(66)	(92)	(73)	(51)
合格者数	149	135	129	140	110	123	114	161	126	121	
(倍)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	(7)	(6.5)	(4.7)	(5.2)	(7.3)	
競争率	7.3	7.4	7.3	6.5	6.3	5.3	5.0	3.9	4.4	4.5	
(人)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	(50)	(45)	(70)	(56)	(36)	
採用者数	116	118	111	116	91	93	87	125	103	91	
短期大学卒業程度	(人)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)	(351)	(249)	(252)	(244)	(197)
	申込者数	473	315	313	298	252	375	264	269	245	200
	(人)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)	(251)	(176)	(155)	(172)	(129)
	受験者数	344	235	220	208	179	267	187	165	172	132
	(人)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)	(33)	(25)	(23)	(20)	(23)
合格者数	24	29	33	34	29	36	27	25	20	24	
(倍)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	(8)	(7.0)	(6.7)	(8.6)	(5.6)	
競争率	14.3	8.1	6.7	6.1	6.2	7.4	6.9	6.6	8.6	5.5	
(人)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	(30)	(24)	(17)	(16)	(20)	
採用者数	20	25	24	29	25	32	26	19	16	21	
高等学校卒業程度	(人)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)	(527)	(498)	(486)	(400)	(403)
	申込者数	561	525	506	569	535	563	533	521	435	449
	(人)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)	(494)	(466)	(443)	(360)	(360)
	受験者数	507	477	464	537	490	530	499	473	392	397
	(人)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)	(95)	(63)	(65)	(64)	(46)
合格者数	60	77	75	84	71	108	79	78	81	65	
(倍)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	(5)	(7.4)	(6.8)	(5.6)	(7.8)	
競争率	8.5	6.2	6.2	6.4	6.9	4.9	6.3	6.1	4.8	6.1	
(人)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	(72)	(48)	(51)	(45)	(34)	
採用者数	48	50	44	64	46	81	60	61	58	43	
小計	(人)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)	(1,505)	(1,319)	(1,319)	(1,163)	(1,110)
	申込者数	2,542	2,198	2,050	2,062	1,691	1,784	1,544	1,615	1,419	1,369
	(人)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)	(1,223)	(1,070)	(1,028)	(911)	(859)
	受験者数	1,940	1,717	1,628	1,656	1,358	1,444	1,252	1,261	1,121	1,077
	(人)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)	(196)	(154)	(180)	(157)	(120)
合格者数	233	241	237	258	210	267	220	264	227	210	
(倍)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	(6)	(6.9)	(5.7)	(5.8)	(7.2)	
競争率	8.3	7.1	6.9	6.4	6.5	5.4	5.7	4.8	4.9	5.1	
(人)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)	(138)	(117)	(90)	
採用者数	184	193	179	209	162	206	173	205	177	155	

事 項	年 度	平成					令和				
		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
警 察 官	(人) 申 込 者 数	1,584	1,358	1,177	1,077	944	893	919	1,007	827	737
	(人) 受 験 者 数	1,343	1,124	1,006	893	796	767	809	767	708	622
	(人) 合 格 者 数	214	244	188	211	190	160	163	178	178	147
	(倍) 競 争 率	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2	4.8	5.0	4.3	4.0	4.2
	(人) 採 用 者 数	172	198	153	162	158	123	124	128	142	110
合 計	(人) 申 込 者 数	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635	2,677	2,463	2,622	2,246	2,106
	(人) 受 験 者 数	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154	2,211	2,061	2,028	1,829	1,699
	(人) 合 格 者 数	447	485	425	469	400	427	383	442	405	357
	(倍) 競 争 率	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4	5.2	5.4	4.6	4.5	4.8
	(人) 採 用 者 数	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)	(138)	(117)	(90)

注) () 内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 令和4年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数 (人)	受考者数 (人) A	適格者数 (人) B	競争率 (倍) A/B	実施年月日
獣 医 1 回 師 (第 1 回)	8	8	6	1.3	4. 7. 13~14 -
薬 剤 師	17	12	8	1.5	4. 7. 13~14 -
原 子 核 工 学	1	1	0	-	4. 6. 19 (一次) - (二次)
社 会 福 祉 士	13	13	8	1.6	4. 6. 19 (一次) 4. 7. 13~14 (二次)
研 究 員 (電 気 電 子 系)	2	2	1	2.0	4. 6. 19 (一次) 4. 7. 13 (二次)
研 究 員 (電 子 ・ 情 報 系)	4	4	1	4.0	4. 6. 19 (一次) 4. 7. 13 (二次)
学 芸 員 (美 術 ・ 経 験 者)	8	6	1	6.0	4. 6. 19 (一次) 4. 7. 13 (二次)
文 化 財 担 当 技 術 職 員 (建 造 物)	3	1	0	-	4. 6. 19 (一次) - (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (心 理 部 門 研 究 員)	7	6	1	6.0	4. 6. 19 (一次) 4. 7. 13 (二次)
獣 医 2 回 師 (第 2 回)	1	1	1	1.0	4. 10. 20 -
獣 医 経 験 者 師 (経 験 者)	2	1	0	-	4. 10. 20 -
職 業 訓 練 指 導 員 (電 気 工 事)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (自 動 車 整 備)	4	4	1	4.0	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (広 告 美 術)	1	1	0	-	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (事 務)	1	1	1	1.0	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
海 技 従 事 者 (航 海 士 ・ 船 長 候 補 者)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
海 技 従 事 者 (通 信 士)	1	1	1	1.0	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
海 技 従 事 者 (機 関 士)	1	1	1	1.0	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	1	1	0	-	4. 9. 18 (一次) - (二次)
警 察 官 (再 採 用)	8	7	0	-	4. 9. 18 (一次) 4. 10. 12 (二次)
航 空 整 備 士	1	1	0	-	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)
情 報 処 理 技 術 者	3	2	0	-	4. 9. 25 (一次) 4. 10. 20 (二次)

区 分	申込者数 (人)	受考者数 (人) A	適格者数 (人) B	競争率 (倍) A/B	実施年月日
障害者対象 (一般事務/大学卒業程度)	8	8	1	8.0	4. 10. 23 (一次) 4. 11. 24 (二次)
障害者対象 (学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)	4	2	1	2.0	4. 10. 23 (一次) 4. 11. 24 (二次)
障害者対象 (一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)	18	11	1	11.0	4. 10. 23 (一次) 4. 11. 24 (二次)
行政実務経験者	11	11	4	2.8	(書類審査) (一次) 5. 1. 7~8 (二次)
計	128	106	38	2.8	

第5表 令和4年度採用・転任選考承認状況

区分	任命権者 職種又は職名	知事	教育	警察	企業	その他	計	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
採用	獣 医 師	3					3	
	薬 剤 師	7					7	
	社 会 福 祉 士	6					6	
	研 究 員 (電 気 電 子 系)	1					1	
	研 究 員 (電 子 ・ 情 報 系)	1					1	
	学 芸 員 (美 術 ・ 経 験 者)		1				1	
	犯 罪 鑑 識 技 術 員 (心 理)			1			1	
	医 師	5					5	
	職 業 訓 練 指 導 員 (自 動 車 整 備)	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員 (事 務)	1					1	
	海 技 従 事 者 (通 信 士)		1				1	
	海 技 従 事 者 (機 関 士)		1				1	
	事 務 (障 害 者)	2	1				3	
	行 政 実 務 経 験 者	4					4	
	警 察 官			1			1	
	任期付職員	育 休 代 替 (保 健 師)	1					1
		海 技 従 事 者 (船 長)		1				1
	人事交流等	部 長 級			1			1
		副 部 長 級	1					1
		課 長 級		1	6			7
補 佐 級				1			1	
係 長 (主 任 主 査) 級			1	4			5	
主 事 ・ 技 師 級		2					2	
小 計		35	7	14	0	0	56	
転任	部 長 級						0	
	副 部 長 級		1				1	
	課 長 級	5	12				17	
	補 佐 級	7	7				14	
	係 長 (主 任 主 査) 級	8	5				13	
	主 事 ・ 技 師 級	1	2	1			4	
	小 計	21	27	1	0	0	49	
計		56	34	15	0	0	105	

第6表 令和4年度職員採用状況 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)

区 分	令 3 年 競 試 合 格 (人)	和 度 争 争 験 者 (人)	全 者 採 用 に る 合 割 (%)	採 用 者 の 任 命 権 者 別 内 訳							
				知 事 (人)	教 育		警 察 (人)	企 業 (人)	そ の 他 (人)		
					教 育 庁 立 校 小 学 ・ 中 校	小 学 中 校					
競 争 試 験	事 務 系	大 卒 程 度	73	52	13.0	51			1		
		短大卒程度	20	16	4.0		7		9		
		高 卒 程 度	64	45	11.3	29	11		5		
		小 計	157	113	28.3	80	18		15		
	技 術 系	大 卒 程 度	53	49 (3)	12.3	49 (3)					
		短大卒程度	0		0.0						
		高 卒 程 度	17	13	3.3	13					
		小 計	70	62 (3)	15.5	62 (3)					
	警 察 官		178	140	35.0				140		
	大 卒 程 度 (職務経験者)		5	5	1.3	5					
	就 職 氷 河 期 世 代 対 象		18	16	4.0	12	1		3		
	合 計		428	336 (3)	84.0	159 (3)	19		158		
	選 考	書 類 選 考	事 務 系		8	2.0	5	2		1	
技 術 系				7	1.8	3			4		
警 察 官				9	2.3				9		
小 計				24	6.0	8	2		14		
考 査 選 考		事 務 系		5	1.3	4			1		
		技 術 系		32	8.0	19	8		5		
		警 察 官		3	0.8				3		
		小 計		40	10.0	23	8		9		
合 計			64	16.0	31	10		23			
総 計		428	400 (3)	100.0	190 (3)	29		181			

※ () 内は令和4年度採用試験合格者のうち、令和4年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 令和4年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	15				3	18
	副部長級	33	4	1	1	1	40
	課長級	84	12	3	2	1	102
	小計	132	16	4	3	5	160
警察官	部長級			8			8
	警視			19			19
	小計			27			27
計		132	16	31	3	5	187

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、初任給の引上げやベースアップ、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年と比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

獣医師については、食の安全安心の確保や家畜伝染病の予防・まん延防止などを中心に、専門性や困難度の高い重要な役割を担っている。

その人材の継続的かつ安定的な確保のため、本県においては、選考方法の見直し（教養考査の廃止及び考査日程の短縮）、修学資金貸与事業の実施及びインターンシップの積極的受入れ等の様々な対策を行ってきたほか、平成28年に獣医師に対する初任給調整手当を創設し、給与上の処遇改善も図ってきたところである。

しかしながら、近年、再び採用が困難な状況が継続していることから、近隣県の状況も考慮し、更なる給与上の処遇改善を図るため、獣医師の初任給調整手当の引上げを行うこととした。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、大学卒程度の初任給について2,900円、高校卒程度の初任給について3,900円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、1級から3級の若年層が在職する号俸に重点を置き、所要の改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.40月とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、

勤勉手当に配分することとする。今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとし、令和5年度以降においては、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

獣医師に対する初任給調整手当について、支給月額を50,000円に引き上げることとし、令和5年4月1日から実施する。

(3) 給与制度における今後の課題

イ 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

本年の人事院報告において、博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められていることや、人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要があること等を踏まえ、博士課程修了者等の処遇改善のため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施する旨言及されたことから、国の改正の動向を注視していくこととする。

ロ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

本年の人事院報告において、「職種別民間給与実態調査」の結果等を踏まえ、公務においても、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていく旨言及されたことから、通勤手当の取扱いを含めた国における検討状況を注視していくこととする。

ハ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年の人事院報告では、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中、「若い世代の誘致・確保」、「積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ」、「採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化」及び「働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請」といった課題に対応できるよう、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当等、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていく旨言及されている。

本委員会としては、これら国家公務員の給与制度上の措置が、地方公務員にも大きな影響を与えるものとなることから、その動向を十分注視するとともに、他の都道府県の実況をも踏まえながら、必要に応じ本県の給与制度の見直しについて検討することとする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災の被災地への継続的なサポートと「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災の発生からこれまで、復旧・復興への取組が進められ、インフラの整備や

災害に強いまちづくりなどのハード面についてはおおむね事業が完了した一方、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があり、今後も引き続き、震災の教訓の伝承も含め、一つひとつの課題に応じた丁寧な対応が必要とされている。

加えて、依然として県民生活や経済に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症や多発化・大規模化する自然災害、行政のデジタル化の推進など、職員には多様化・複雑化する行政課題に対し、的確に対応していくことも求められている。

こうした状況の中、本県では県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」を目指し、本県の持続可能な未来の実現に向けて様々な政策に取り組んでいるが、今後、本格的に進む人口減少を見据え、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、高い意欲と前向きな行動力を持った職員を確保するとともに、職員一人一人の能力向上を図りながら、限られた人材を効果的、効率的に活用し、組織全体の総合力を高めることが重要である。特に、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの動きが加速する中、行政においてもこうした動きに的確に対応していくためには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる職員の育成が不可欠であり、職員の情報リテラシーやICT活用能力の向上に取り組む必要がある。また、多くの職種にあつては、40歳前後の職員が他の年齢層と比べて少ない状況にあり、現在の管理監督職員の退職後には、幅広い年齢層の職員が県組織のマネジメントを担わなければならない状況が想定され、早期からのマネジメント力の醸成が必要である。

そのため、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、「創造性豊かで自律的に行動する職員」という目指すべき職員像の実現に向けて、計画的、効果的な各種職員研修の実施とともに、職員の資質・能力の向上に向けた主体的な取組への支援など、人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、職員の年齢構成や経験年数に留意しながら、昇任管理等も含め長期的な視点での人事運営について検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

本県を取り巻く社会環境が絶えず変化する中で、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力と変化する社会に的確に対応できる能力を有する多様で有為な人材を確保し、能率的で活力ある組織であり続ける必要がある。

職員の採用に当たっては、今年度も新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、予定どおり適正かつ公正に実施しているところである。職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験については、東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めており、県外会場における最終合格者は全体の1割から2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。加えて、受験上限年齢や試験区分等の応募要件についても適宜見直しを行っている。さらに、今年度は、民間企業等で培った経験を生かし、即戦力として

期待される職務経験者を対象とした採用試験について、これまで実施していた「土木」職に加え、新たに「建築」、「農業土木」、「林業」、「電気」、「機械」及び「保健師」の6職種でも実施することとし、人材の確保に向けて職員採用試験の多様化を図っている。

しかし、近年、受験対象年齢人口の減少や、民間企業等における高い採用意欲、採用活動の早期化等を背景に、全体的に応募者の減少傾向が続いており、人材の確保は厳しい状況にある。本委員会としても、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、オンラインによる業務説明会やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報活動を行い、応募者確保に努めているところである。また、多様で柔軟な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心が高まっている中、職員がそれぞれの働き方に応じて、やりがいを十分に感じることでできる職場環境づくりに取り組み、公務職場の魅力を高めることも、人材確保の観点からは重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本委員会は、各任命権者とも連携し、試験制度の在り方について検討を行うとともに、多様で有為な人材から働く場として選ばれるよう、地域社会のグランドデザインを描きその実現に向けて取り組むという公務の魅力や職員の働き方の具体的なイメージを積極的に発信していく。

加えて、社会を取り巻く環境の変化に伴い、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、高度の専門性を有する人材の活用が有効である。そのため、県民、企業、NPOなどの各種団体、市町村等の多様な主体との連携や協働が求められる。また、この多様な主体との関わりを通じて、新たな知見を公務に取り入れていくことも重要である。特に、急速に進展する社会のデジタル化の動きを踏まえ、行政のデジタル化を着実に推進していくには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる人材の確保が必要である。

このため、多様な資質、経歴を有する人材の採用や、公務の公正性を確保した上での民間企業等との人材交流などの仕組みについて、検討していく必要がある。

また、少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、将来、必要となる職員が不足することが懸念される。県民に対して質の高い行政サービスを提供し続けるためには、業務量に応じた柔軟な人事配置や必要な人員の確保に努めるほか、研修などを通じた人材育成による職員の専門性の向上や能力の伸長とともに、ICTの活用などによる業務の効率化や生産性の向上を図る必要がある。任命権者においては、個々の職員がその希望や置かれている状況に応じて活躍できる柔軟な働き方の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

女性の活躍推進については、任命権者において、特定事業主行動計画を定め、女性職員の登用や管理監督職員への研修を実施するなど、取組を進めているところである。今後とも女性職員に対する仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに、多様な職務機会を均等に提供し、管理職への登用も含めたキャリア形成を支援していく必要がある。

また、あわせて男性職員も育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努め、男女問わず働きやすい環境の整備を推進する必要がある。

障害者雇用については、各任命権者とも法定雇用率を上回る障害者を雇用し、障害者の雇用促進に努めている。任命権者は、引き続き本委員会と連携し、意欲と能力を持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員にとって働きやすい職域や業務を検討するなど、その能力や適性を最大限発揮できるよう取組を進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、制度として定着してきている。

国では、昨年、評語区分の細分化など人事評価制度の見直しが行われ、これと並行して人事評価結果をより適切に任用や給与に反映するための措置がなされたところである。

本県においても、職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、個々の職員の士気を高め、多様な人材の活躍を促すことにつながり、組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。任命権者においては、国の取組も参考にしつつ、能力・実績に基づく人事管理を適切に実践していくことが求められる。

加えて、評価者である管理職員と被評価者である職員がコミュニケーションを図りながら業績の評価を行う人事評価のプロセスは、職員の主体的な能力開発につながられるほか、管理職員のマネジメント能力の醸成にもつながるなど人材育成の有効な手段と考えられる。任命権者においては、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて適切なサポートを行っていくことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

令和3年6月に地方公務員の定年を段階的に引き上げ、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

この改正の趣旨を踏まえ、本県でも任命権者において、定年の引上げに関する制度設計が進められている。定年引上げに当たっては、高齢期職員の多様な知識や経験を広く公務に活用するため、モチベーションの維持のための取組や職務に有用な専門性を高めるために必要な学び直しの機会を設けることが必要である。加えて、健康上、人生設計上などの事情にも応じた多様な働き方を選択できる環境整備も重要である。

本委員会としても、定年引上げの円滑な実施のため、必要な準備を進めていく。

また、段階的な定年の引上げ期間中は暫定的に再任用制度が存置されることとなるため、引き続き本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の健康や公務能率等に影響を及ぼすものであり、本委員会では、かねてより、各任命権者における時間外勤務の縮減に向けた対策が必要であると指摘してきたところである。

しかし、職員全体の時間外勤務は令和元年度以降増加しており、令和3年度においても、

職員一人当たりの時間外勤務が月平均 19.4 時間と、前年度に比べて 1.6 時間の増加となった。また、月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は、前年度に比べて減少したものの、平成 31 年 4 月から導入した時間外勤務の上限規制に係る年間の上限時間については、他律的業務の比重が高い所属（年間上限 720 時間）では 2.1%、その他の所属（年間上限 360 時間）では 8.2%の職員が上限を超えて時間外勤務を行っている。

令和元年度以降の時間外勤務の増加に係る要因としては、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害、特定家畜伝染病等、全庁を挙げて対応しなければならない業務による影響等が考えられるが、こうした業務負担の増加及び長時間勤務が常態化すれば、職員の健康管理上重大なリスクを招くことが憂慮されるとともに、公務能率の低下により行政組織運営にも支障を来たすことが懸念される。

各任命権者においては、時間外勤務が増加している現状について、その要因を詳細に分析した上で、時間外勤務を実際に縮減するための実効的な対策に取り組む必要がある。

教職員の勤務時間について、県教育委員会の令和 3 年度の調査によると、県立学校において正規の勤務時間を除く在校時間が月 80 時間を超えたことのある教職員の割合は前年度と同程度であり、以前の水準と比較すると減少傾向にある。

しかし一方で、依然として一定数の教職員が長時間勤務を行っており、その背景として、学校における課題の複雑化・多様化による業務負担の増加等が懸念される。

県立学校では、今般、全ての学校において I C カード方式の出退勤管理システムが導入され、出退勤の時刻や時間外における在校理由等の把握が可能になったところであり、今後、教職員の勤務実態を適切に把握した上で、勤務時間の適正化や学校現場における働き方改革の推進に取り組んでいく必要がある。

また、職員の健康管理に当たっては、各職員が計画的に休暇を取得し、適度に休養を取りながら、心身の健康を保持できる環境が重要である。

年次有給休暇の取得状況については、平均取得日数が年々増加しているが、前年度同様、取得日数が 5 日以下となっている職員も少なくない状況である。

本委員会では、夏季休暇について、新型コロナウイルス感染症に関する業務の増加等により期間内の取得が難しい職員の取得期間を 1 か月延長できる措置を講じるなど、随時、状況に応じた休暇制度の見直し等を行っているが、各任命権者においても、年次有給休暇やその他職員が必要とする休暇の取得を促進するため、組織全体として休暇が取得しやすい環境づくりを更に推進していく必要がある。

メンタルヘルスについて、令和 3 年度における精神疾患を起因とする病気休暇取得者数は、前年度より増加し、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談も増加しており、業務の増加や長時間勤務等による職員の精神的負担の増大が懸念される。

各任命権者においては、多くの職員が精神的な負担や悩みを抱えていることを認識した上で、そういった職員が相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知等に積極的に取り組むとともに、支援を必要とする個々の職員に対して継続的かつきめ細かな支援を行う必要がある。

(2) 働き方改革の推進

本県では、職員が心身ともに健康で働きやすい職場環境の実現や、組織の活性化とそれに伴う行政サービスの向上等を目指し、「業務の生産性向上」、「柔軟な働き方の推進」及び「職員の意識改革」を柱に、働き方改革に取り組んでいる。

業務の生産性向上について、最近では、ウェブ会議システムや議事録作成支援システム、ペーパーレス会議システム等の様々なツールを活用した取組が進められ、具体的な成果にもつながっている。

本県が「みやぎ情報化推進ポリシー」において重点目標として掲げている「デジタル化による働き方改革の推進」においても、デジタル技術の活用により行政運営の効率化や県民サービスの充実を図ることとしており、今後、こうした新たな技術を活用した取組をより一層推進していく必要がある。

また、柔軟な働き方の推進については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による必要性の高まりもあり、時差勤務や在宅勤務、モバイルワークといった制度が、多くの職員に浸透し、活用されるようになり、これらの取組が、職員の意識改革にも寄与しているところである。

こうした働き方の柔軟化・多様化は、職員が働きやすい職場環境の実現につながるものであることから、本県においても、国や他県で既に採用されているフレックスタイム制の導入等、勤務時間の更なる柔軟化に向けて、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代においては、誰もが自身の能力を発揮し、それぞれの立場で活躍できる社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスの推進が重要な課題となっている。

国においては、昨年8月に人事院が、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に係る意見の申出等を行い、これに基づき、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関する制度改正が進められたが、本県でも、こうした国の動きや、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等を踏まえ、同様の両立支援制度の整備を行っている。

本県においては、安心して子どもを産み、子育てができる社会づくりの推進という観点からも、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を重要な課題として捉え、これまでも、国に先駆けて不妊治療休暇を制度化するなど、積極的に取り組んできたところである。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、こうした両立支援に係る制度の整備が不可欠であり、今後もニーズを適切に捉えながら、制度の充実に向けた取組を進めていく必要がある。

また、両立支援制度が有効に活用されるためには、支援を必要とする職員本人だけでなく、周囲の職員も含めた職場全体で、制度の趣旨や内容が適切に理解されるとともに、職場復帰の支援などサポート体制を整えていくことが重要である。各任命権者においては、全ての職員が、安心して仕事を継続し、その能力を十分に発揮できる職場環境を実現するため、県全体での両立支援制度の一層の推進に取り組む必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に対する信頼を損なうことがないように、常に高い倫理観を保持し、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

しかしながら、令和3年度においては、飲酒運転やセクシュアル・ハラスメント、個人情報漏えい等の事由により、県全体で13人の職員が懲戒処分を受けている。

こうした不祥事案が続く状況は、職員や県政全体に対する信用を失墜させる事態を招きかねないことから、各任命権者においては、組織全体としての服務規律の確保や法令遵守の徹底を図り、危機感を持って不祥事の発生防止対策に取り組む必要がある。

また、本委員会に対する職員からの苦情相談においては、毎年度、ハラスメント関連の相談が一定数寄せられているが、職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけるとともに、職場全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くものであり、徹底して防止する必要がある。

令和2年6月には改正労働施策総合推進法が施行されるなど、ハラスメント防止に対する社会的要請はこれまで以上に高くなっており、近年特に、妊娠や出産、育児等を契機に起こり得ることを踏まえた対策が求められている。

各任命権者においては、これまでも、「ハラスメント防止に関する要綱」等に基づいて対策を実施してきたところであるが、これからの社会において、様々な場面で起こり得るハラスメントをなくすため、職員一人一人に対する徹底した意識啓発や管理職員等に対する研修、相談しやすい環境づくり等のハラスメント防止対策に継続的に取り組んでいく必要がある。

4 実施の要請

人事委員会の給与と勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本格的な人口の減少局面を迎える中、多発化・大規模化する自然災害、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応など、多様化・複雑化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような状況の中、民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて職員に対し適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 令和4年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ロ) 令和5年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

ロ 初任給調整手当

獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,000円とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和4年12月1日から、1の(2)のイの(ロ)及びロ、2の(2)のロ並びに3の(2)のロについては令和5年4月1日から実施すること。

(別記第1から別記第3まで省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

令和4年度における勤務条件に関する措置の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（令和5年3月31日現在）

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	要 求 の 概 要	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和3年(措) 第1号事案	4.1.28	知 事 部 局 員 職	ハラスメント対策の実施	審査中
令和4年(措) 第1号事案	4.8.30	知 事 部 局 員 職	業績評価の全体評価のやり直し、勤勉手当の 成績率区分の評価のやり直し及び差額支給	5.3.20 取下げ

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めたときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めたときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

令和4年度における審査請求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 市町村等

(令和5年3月31日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和2年(審) 第4号事案	3.2.19	受託団 体員 職	受託団体の長	戒 告	職務命令違反 信用失墜行為	4.10.14 処分承認
令和4年(審) 第1号事案	4.5.13	受託団 体員 職	受託団体の長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中
令和4年(審) 第2号事案	5.1.13	受託団 体員 職	受託団体の長	失 職	—	審査中

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第8条第1項第11号・第2項第3号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

令和4年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	2	6	8
給 与 関 係	2	3	5
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	10	2	12
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	0	0
公 平 審 査 関 係	1	0	1
ハ ラ ス メ ン ト 関 係	6	14	20
そ の 他	7	3	10
合 計	28	28	56

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、令和5年4月1日現在、次の48団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 12市、20町、1村 計33団体
- (2) 一部事務組合 14団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)				(村)
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)					(広域連合)	
石巻地区広域行政事務組合		亘理名取共立衛生処理組合			宮城県後期高齢者 医療広域連合	
仙南地域広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
黒川地域行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村自治振興センター				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項、第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（令和5年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	4年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更 規約変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○		
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○	役員変更 規約変更	
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○		
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	役員変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○		
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町		役員変更	
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町		役員変更	
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町		役員変更	
39	白石市職員組合	62.4.1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6.11.29	石巻市	○	役員変更	

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	4年度中の変更登録状況	備考
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9.11.14	仙台市	○		
44	岩沼市職員労働組合	11.3.3	岩沼市	○		
45	亙理名取共立衛生処理組合労働組合	11.11.16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12.8.17	大崎市	○		
49	名取市職員労働組合	21.4.15	名取市			
50	大郷町職員組合	24.12.18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26.3.27	白石市	○		
52	塩釜市職員労働組合	29.4.1	塩竈市			
53	大崎市職員労働組合	30.4.1	大崎市	○	役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（令和5年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55.4.21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、令和4年度において承認等はなかった。

- (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、令和4年度において定めた特例はなかった。

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館
		復興・危機管理部	消防学校、環境放射線監視センター
		環境生活部	保健環境センター
		保健福祉部	高等看護学校、子ども総合センター
		経済商工観光部	産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校
		農政部	農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場
		水産林政部	水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、林業技術総合センター
		教育委員会	文化財課分室、総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校及び分校（2）（寄宿舎を除く。）、支援学校及び分校（22）（寄宿舎を除く。）、高等学校、分校及び寄宿舎（75）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局、教育庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、警察本部
	知事部局 総務部 復興・危機管理部 企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農政部 水産林政部 土木部	県税事務所（大河原、仙台南、仙台中、仙台北、塩釜、北部、東部、気仙沼）、県税事務所地域事務所（栗原、登米）、仙台中央県税事務所扇町出張所 防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。）、北部、東部）、東部児童相談所気仙沼支所、女性相談センター、リハビリテーション支援センター 大阪事務所、大阪事務所名古屋産業立地センター、地方振興事務所（大河原、仙台、北部、東部、気仙沼）、地方振興事務所地域事務所（栗原、登米）、計量検定所 農業改良普及センター（大河原、亘理、仙台、大崎、美里、栗原、登米、石巻、本吉）、病虫害防除所、家畜保健衛生所（大河原、仙台、北部、東部） 漁業取締船（うみわし、うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所、東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所、地方ダム総合事務所（仙台、大崎、栗原）、仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水、大倉、七北田、南川、宮床、惣の関）、大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢、化女沼、上大沢、岩堂沢、二ツ石）、栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山、荒砥沢、小田、栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原、仙台、北部、東部、気仙沼）
	警察本部	機動警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊、科学捜査研究所、運転免許課（運転免許センターを含む。）、交通機動隊、高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。）、機動隊、警察署（25）（交番、駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(令和5年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	広域水道事務所(大崎、仙南・仙塩)、広域水道事務所工業用水道管理事務所、下水道事務所(中南部、東部)
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	知事部局 農政部 土木部	王城寺原補償工事事務所 土木事務所(大河原、仙台、北部、東部、気仙沼)、土木事務所地域事務所(栗原、登米)、港湾事務所(仙台塩釜、石巻)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	知事部局 水産林政部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」、「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所(仙南、仙台、北部、東部、気仙沼)、保健福祉事務所地域事務所(栗原、登米)、仙台保健福祉事務所支所(岩沼、黒川)、中央児童相談所一時保護班、さわらび学園、精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎、聴覚支援学校寄宿舎、船岡支援学校寄宿舎、支援学校小牛田高等学園寄宿舎、支援学校岩沼高等学園寄宿舎、支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	知事部局 経済商工観光部	松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮(5)
官公署		企業局	本局

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理について

労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理の状況は、次のとおりである。(令和4年度中に報告書等が提出されたものに限る。)

① 労働基準法に基づく事務処理 (労働基準法第20条・第33条・第36条・第41条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	2	—	2
時間外・休日労働に関する協定届	22	97	1	120
継続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	—	—
非常災害等の理由による労働時間延長申請・届	5	2	—	7

② 労働安全衛生法に基づく事務処理 (労働安全衛生法第100条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計		
総括安全衛生管理者選任報告	—	—	1	1		
安全管理者選任報告	—	—	—	—		
衛生管理者選任報告	10	26	17	53		
産業医選任報告	—	3	0	3		
健康診断 結果報告	一 般	定 期	1	1	1	3
	特 殊	有 機 溶 剤	9	—	1	10
		鉛	—	—	4	4
		特定化学物質	10	—	1	11
		高 気 圧	2	—	1	3
		電 離 放 射 線	11	2	2	15
		じ ん 肺	2	—	—	2
		指 導 勸 奨	4	1	5	10
ストレスチェック結果等報告	1	1	1	3		
事 故 報 告	—	—	—	—		
労働者死傷病報告	1	1	24	26		
機械等設置届・報告 (特定機械以外)	0	0	2	2		

(3) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法や関係規則の規定により人事委員会がボイラー等の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査等については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事部局	教育委員会	警察本部	計	知事部局	教育委員会	警察本部	計
ボイラー	4	7	19	5	31	7	19	5	31
	3	7	21	5	33	7	21	5	33
第一種圧力容器	4	5	13	1	19	5	13	1	19
	3	5	13	1	19	5	13	1	19
ゴンドラ	4	3	2	0	5	3	2	0	5
	3	3	2	0	5	3	2	0	5
クレーン等	4	0	2	0	2	0	2	0	2
	3	0	2	0	2	0	0	0	0
計	4	15	36	6	57	15	36	6	57
	3	15	38	6	59	15	38	6	57

(注1) 本表中の「設置基数」については令和5年3月31日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については令和4年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条・第 100 条関係）

手 続 の 種 類	機 械 の 種 類	事 業 場 数	件 数
設 置 届	第一種圧力容器	1	1
設 置 報 告 書	—	—	—
落 成 検 査	第一種圧力容器	1	1
変 更 検 査	ゴンドラ	1	1
使 用 再 開 検 査	—	—	—

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	構造検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
宮城県大河原産業高等学校	第一種圧力容器	JBA 野 3220097	3.76 m ³	令和 5 年 1 月 19 日	令和 5 年 2 月 27 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況（労働安全衛生法第 88 条・第 100 条関係）

手続の種類	機械の種類	事業場数	件数
廃止届	ボイラー	1	2
	—	—	—
変更届	ゴンドラ	1	1
休止届	—	—	—

⑤ その他の手続の処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

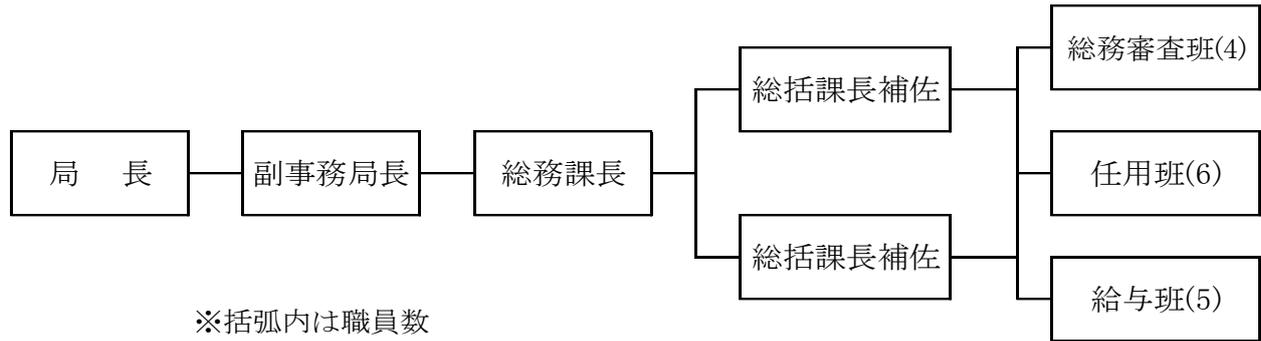
手続の種類	機械の種類	件数
検査証交付	第一種圧力容器	1
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症関係の対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、各事業において、次のとおり対応した。

1 職員採用試験等関係
<ul style="list-style-type: none">職員採用試験当日における感染防止対策の徹底（受験者の検温、試験室内の換気、施設の消毒等）応募者確保に係る活動におけるオンラインによる説明会の導入
2 給与関係
<ul style="list-style-type: none">民間給与実態調査における通信調査（メールやWeb会議等による調査）の実施通信調査に係る調査マニュアルの更新通信調査において使用する事業所用回答ツールの更新
3 勤務条件関係（勤務時間・休暇等）
<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に関する業務等やむを得ない理由により、期間内に夏季休暇を取得できない場合における取得期間の1か月の延長（令和3年8月18日規則改正、同月20日公布）

◎ 事務局の組織及び事務分掌（令和5年4月1日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。 5 予算、決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査、研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定、改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

